



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

547 大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要	(商工振興課) 1
548 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要	(〃) 2
549〃	(〃) 2
550 亀池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課) 3
551 荒見井土地改良区の役員の就退任	(〃) 3
552 亀池土地改良区の定款変更の認可	(〃) 4
553 紀の川用水土地改良区の定款変更の認可	(〃) 4
554 小田井土地改良区の定款変更の認可	(〃) 4
555 日高町土地改良区の定款変更の認可	(〃) 4
556 県営ため池等整備事業の工事の完了	(〃) 4
557〃	(〃) 4
558〃	(〃) 4

○ 監査公表

監査公表第12号 5
----------	---------

告 示

和歌山県告示第547号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス橋谷店
和歌山県橋本市橋谷字前壱268番外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和2年和歌山県告示第1456号
- 3 意見の概要
 - (1) 貴事業所内から排出される弁当がらや食品の空き袋などのうち、プラスチック製のものは産業廃棄物ですので、和歌山県の産業廃棄物収集運搬業許可のある事業所と契約するなど適正な処理を行ってください。
 - (2) 交通安全に努め一般通行者の妨げにならないよう誘導員を配置するなどの対応に努めてください。
特に通学路となっているため、登下校時には十分注意してください。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）
橋本市経済部商工観光課（橋本市東家一丁目1番1号）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年5月21日から同年6月21日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第548号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

TSUTAYA WAYオーシティ前田辺店

和歌山県田辺市東山1-12-9

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第6号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年5月21日から同年6月21日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第549号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

TSUTAYA WAY田辺東山店

和歌山県田辺市東山1-12-9

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第7号

3 意見の概要

看板を設置するときは屋外広告物の届出が必要な場合があります。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年5月21日から同年6月21日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により亀池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員（令和3年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	松尾育生	海南市且来283番地
理事	上田洋三	和歌山市本渡570番地

2 就任した役員（令和3年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	吉田忠司	海南市且来255番地
理事	前田澄和	和歌山市本渡473番地4

和歌山県告示第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により荒見井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員（令和3年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	上林義和	紀の川市荒見200番地
理事	森田正巳	紀の川市荒見699番地6
理事	柑本正	紀の川市杉原558番地
理事	蓬台重明	紀の川市杉原372番地2
理事	並松修	紀の川市風市232番地2
理事	岡俊秀	紀の川市勝神13番地
理事	田中義人	紀の川市遠方372番地1
理事	原成吾	紀の川市遠方19番地1
監事	今西啓悟	紀の川市荒見148番地1
監事	木村文彦	紀の川市風市145番地

2 就任した役員（令和3年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	井関弘典	紀の川市荒見158番地15
理事	湯浅勝彦	紀の川市荒見1309番地500
理事	柑本正	紀の川市杉原558番地
理事	蓬台重明	紀の川市杉原372番地2
理事	寺西幸次	紀の川市風市2番地3
理事	久保広幸	紀の川市勝神297番地
理事	田中義人	紀の川市遠方372番地1
理事	原成吾	紀の川市遠方19番地1
監事	谷口靖雄	紀の川市杉原724番地
監事	児玉佳久	紀の川市遠方317番地1
監事	樺山和房	紀の川市横谷181番地

和歌山県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀池土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小田井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、日高町土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第556号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 事業名 県営ため池等整備事業 磨裏池地区

2 確定年月日 平成28年5月12日

3 工事を完了した時期 令和2年2月13日

和歌山県告示第557号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 事業名 県営ため池等整備事業 才野地区

2 確定年月日 平成28年5月12日

3 工事を完了した時期 令和2年6月19日

和歌山県告示第558号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 事業名 県営ため池等整備事業 堅田大池地区

2 確定年月日 平成29年4月28日

3 工事を完了した時期 令和3年3月23日

監査公表

和歌山県監査公表第12号

令和2年12月1日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月21日

和歌山県監査委員 保田栄一

和歌山県監査委員 河野ゆう

和歌山県監査委員 秋月史成

和歌山県監査委員 川畑哲哉

1 有田振興局地域振興部

監査実施年月日 令和2年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となつていていた事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。

2 有田振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和2年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 生活保護費返還金において、次の不適切な事例があつたので、適正に処理されたい。 (1) 債権管理簿を作成していなかった。 (2) 納期限後20日以内に督促状を発していなかった。	注意事項 全ての案件について、遅滞なく督促状を発付するとともに債権管理簿を作成するよう、関係職員に周知徹底した。

3 有田振興局建設部

監査実施年月日 令和2年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があつたので、適正に処理されたい。 ア 車両管理者の確認がなされていなかった。 イ 総走行距離の欄に記載がなされていなかった。 (2) 低入札価格調査対象工事において、次の不適切な事例があつたので、適正に処理されたい。 ア 下請契約に係る増額等の変更内容を確認していなかった。 イ 工事完了後、請負業者から調査表を徴しておらず、下請代金の支払状況等の確認ができていなかった。	注意事項 (1) 今後このようなことのないよう、自動車等使用台帳については、複数人で確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 下請契約金額の変更が生じた場合には、遅滞なく確認することとした。また、下請代金の支払状況については、下請代金支払状況等調査表を請負業者から徴収し、下請業者に対し適正に支払がなされたことを確認し、適正な事務執行に努めていく。

4 紀中県税事務所

監査実施年月日 令和2年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(1) 現金出納簿の受入者名が、収納日当日不在の者となっていた。</p> <p>(2) 現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっていた。</p>	<p>注意事項</p> <p>現金の取扱いについては、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 現金の取扱いにおいては、収納した収納員が必ず現金出納簿を作成するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 現金の取扱いにおいては、出納員が不在の場合は、収納員が振り込むよう、関係職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立箕島高等学校

監査実施年月日 令和2年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を令和元年度中に完了した。今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立たちばな支援学校

監査実施年月日 令和2年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>備品の管理については、物品管理簿と備品の現物を確認し、廃棄等の処理を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。今後このようなことのないよう、適正な物品管理に努める。</p>